

中野区教育委員会会議録 平成26年第2回定例会

○開会日 平成26年1月17日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時00分

○閉 会 午前 10時57分

○出席委員

中野区教育委員会委員長	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	小 林 福太郎
中野区教育委員会委員	渡 邊 仁
中野区教育委員会委員	高 木 明 郎
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○出席した関係職員

教育委員会事務局次長	高 橋 信 一
副参事(子ども教育経営担当・知的資産担当)	
	辻 本 将 紀
副参事(学校再編担当)	石 濱 良 行
副参事(学校教育担当)	伊 東 知 秀
指導室長	川 島 隆 宏
副参事(学校・地域連携担当)	濱 口 求
副参事(子ども教育施設担当)	伊 藤 正 秀
健康福祉部副参事(学習スポーツ担当)	浅 川 靖

○担当書記

子ども教育経営分野	片 岡 和 則
子ども教育経営分野	仲 谷 陽 兵

○会議録署名委員

委員長 大 島 やよい

教育長 田 辺 裕 子

○傍聴者数 12人

○議事日程

[議決案件]

日程第1 第1号議案 中野区指定文化財の指定について

日程第2 第2号議案 中野区社会教育委員の設置に関する条例の一部改正手続について

日程第3 第3号議案 中野区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

[報告事項]

(1) 委員長、委員、教育長報告事項

(2) 事務局報告事項

① 陳情書の受理について (子ども教育経営担当)

中野区 教育委員会
第2回定例会
(平成26年1月17日)

午前10時00分開会

大島委員長

おはようございます。

教育委員会第2回定例会を開会いたします。

本日の委員の出席状況は、全員出席です、

本日の会議録署名委員は、田辺教育長にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

本日は、議決案件第1号議案及び第2号議案に関連して、健康福祉部副参事（学習スポーツ担当）浅川靖さんに出席を求めていますので、ご了承ください。

それでは、日程に入ります。

<議決案件>

<日程第1>

大島委員長

日程第1 第1号議案「中野区指定文化財の指定について」を上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

健康福祉部副参事（学習スポーツ担当）

それでは、中野区指定文化財の指定につきまして、実務を担当してございます学習スポーツ担当より、お手元の資料をもとにご説明させていただきます。

今回対象となる文化財は、資料の項目1にございますとおり、「裁縫ひな形ほか関連資料一括」合計33点でございまして、所有者は中野区で、具体的には歴史民俗資料館に所蔵しているものでございます。

これらを中野区登録文化財、あるいは指定文化財とすることの是非について、教育委員会の議決を経まして、文化財保護審議会に諮問しておりましたが、指定有形民俗文化財指定候補とするとの答申が出されたものでございます。

これを受けまして、今回教育委員会として、中野区指定文化財とする旨、議決をお願いするものでございます。

指定理由につきましては、項目2に掲げられているとおりでございまして、中野区文化財登録・指定基準に照らし、指定文化財候補にふさわしいというものでございますが、詳細につきましては、資料をめくっていただくと、審議会からの答申文書の写しがついてございます。

そこに添付されている、中野区文化財指定調書をごらんいただきたいと思います。

以下、その調書に従いまして説明をさせていただきます。

資料の内容につきましては33点でございますが、その内訳でございます。

裁縫ひな形という本体部分につきまして25点、それから裁縫教室の看板が1点、写真資料が2点、書籍が5点でございます。

それぞれの詳しい写真につきましては、資料の後ろにつけてございますので、資料番号と対照してごらんいただければと思います。

さて、それではこれらがどういったものかということにつきましては、調書の「来歴」に書かれているとおりでございます。

本資料は区民からの寄贈資料でございます。寄贈していただいた方の祖母、和田春子さん、写真で言いますと23番の方でございますが、広島県でお生まれになった、明治14年生まれでございます。

終戦後から中野区に在住され、昭和38年にお亡くなりになっていらっしゃる方でございます。

この方が広島の裁縫学校を卒業した後、明治45年ごろ神戸で裁縫教室を営んだときに、このひな形を作成し、用いられていたものでございます。

平成20年5月に中野区に寄贈され、現在歴史民俗資料館に所蔵されてございます。

「資料の年代と歴史的な位置づけ」というところでございますけれども、この裁縫ひな形は、千葉県の仕立て職人、渡邊辰五郎氏、この方は後の東京家政大学の創立者となる方でございますが、この方が明治7年に地元の長南小学校の裁縫指導をすることになった。

そのときに、ミニチュアの物差しを使って、ミニチュアのひな形を作成するという指導を考えまして、これによって指導時間の短縮と、生地節約を図ったものでございます。

この和田春子さんが裁縫学校を卒業した明治30年前後には、ちょうど今回の関連資料一括33点の中にもございますけれども、教師用教科書「裁縫教科書」というのを刊行したころにちょうど符合いたしまして、広くこのひな形を用いた裁縫教室が全国に普及した時期でございます。

その後、昭和11年の国家総動員法以降は、実用品を作成しないひな形教育ということで、姿をだんだん消していったものでございます。この和田さんの裁縫教室も、このころに閉じたと考えられてございます。

このようなことから、これら一括資料は明治40年ごろから昭和11年ごろの時期幅の中

で捉えられることができる資料だということでございます。

資料の裏面にまいりまして、それでは今回指定すべきとした事由でございます。

大きく三つに分かれておりまして、現在家政系大学等に残されているひな形につきましては、学生の卒業制作が多い。

それに比べまして、今回の資料は指導者によるものでございまして、技術的に大変高い技量が備わっているというものでございます。

2点目は、市井における裁縫教育教材という観点から、明治・大正における社会教育の一端を示す資料、しかもその一括性のある資料であるということでございます。

3点目は、保存状態が極めて良好であるといったことでございます。

これら主に3点を含めまして、文化財保護条例には第5条に、特に保存する必要のあるものを登録文化財。また第7条には、その登録文化財のうち、特に重要なものを指定文化財と言っておりますが、今回は指定文化財に当たるというふうにされてございます。

そして次の項目、「指定すべき種別」でございますけれども、これは中野区の文化財登録・指定基準がございまして、そこに「第3 中野区指定有形文化財」と書いてございまして、(二)のところ、どういったものをその対象とするかといったことにつきましては、「衣食住に用いられる」、資料の中の看板部分については「交易に用いられる」、また「民俗知識に関して用いられるもの」ということございまして、これらが何を物語っているかということにつきましては、戻りまして(一)のところ、「有形民俗文化財の目的と内容」ということで、歴史的変遷や時代的特色、また職業生活の特色をあらわす、これらに合致するといったところでございます。

これらは、直接的に中野区内で使用されていたというものではないということをもってしても、中野を含めた日本全国の当時の民間裁縫の教育が一括資料によって再現することができるということが、今回文化財保護審議会の答申となってあらわれたところでございます。

私からの説明は以上でございます。

大島委員長

では、ただいまのご説明に関しまして質疑がありましたらお願いします。

小林委員

今回の、この文化財保護審議会からの答申の内容については、そのとおり私も感じるところでございますけれども、「指定すべき事由」の中で、保存状態が非常に良好であるとい

うようなことがございました。

今後区として保管する際の、これを維持していくという点での、何か見通しとか、そういったようなことがあったら教えていただきたいと思います。

健康福祉部副参事（学習スポーツ担当）

これらは、寄贈を受けてから歴史民俗資料館で保存するという事なので、そもそも保存状態は申し分ない状態だとは思っております。

しかし一括資料ということで、今回指定を受けたということになりますと、それらが相互に点在したり、散逸したりということなく、一括したものとして今後も保存していきたいと思っております。

その中でさらに、特別展を開く等の形で区民の皆さんに普及して知っていただくようにしながら、保存をしていきたいと思っております。

小林委員

今お話のとおりで、非常にいいことだと思います。

ただ、こうしたものをできるだけ区民に情報提供なり普及・啓発というのでしょうか、そういう点で今特別展というようにお話もありましたけれども、積極的にそういった、中野区でこうした歴史的な価値のものを保存している、指定しているということに関して、さらに啓発を図って、生かしていただければというふうに思っております。

以上です。

大島委員長

ほかに、ございますでしょうか。

高木委員

我々の子どものころは、例えば母親がセーターをつくるとかというのは、もしかするとあったかもしれませんが、今の小学生、中学生の親の世代というのは私と同じで、もうないのです。

ですから、学生に関してもファッションとかの学校に行かなければ、自分で洋服とか、着物をつくるということはないのです。

もちろん、小学校の家庭科の単元の中で袋とかエプロンとかをつくります。でも、多分下手をすると特に男の子はそれが最初で最後、女の子も最初で最後になったりしますので、洋服は売っているものを買うものだということが、もう子どもたちの中では当たり前になっていると思うのです。

その中で、昔はと言ってしまうと語弊がありますが、こういったことがあったということ自体が、非常に子どもたちにとっては重要なことなので、ぜひこの、保存状態もいいということなので、小林委員からも発言がありましたが、回答もありましたけれども、ぜひ区民の目に触れるような形で、保存・展示していただきたいと思います。

大島委員長

それから、先ほどのご説明の中で和田春子さんの写真、23番のというふうにご説明があったような気がしたのですが、これは28番なので、28番ということで承るということでよろしいでしょうか。

健康福祉部副参事（学習スポーツ担当）

失礼いたしました。28番でございます。

大島委員長

ほかにごございますか。

私から。

これは、昨年5月に文化財保護審議会に諮問しようというときにもご説明を受けて、この写真を拝見したことを記憶しておりまして、そのときにも大変珍しいものというふうに思った次第ですけれども、今回審議会の答申が出まして、指定文化財にふさわしいというお答えが出たということで、大変に結構なことではないかと個人的には感じております。

私も、こういう貴重な、かつ珍しいものをぜひ拝見してみたいという気があるので、今特別展とかいうお話がありましたけれども、具体的にどんな形で展示とかは決まっているのでしょうか。それともまだ、これから検討なののでしょうか。

健康福祉部副参事（学習スポーツ担当）

まず、今回取り上げることになったきっかけとして1回、一昨年度に裁縫道具とひな形展を開催しまして、その中で区民からも大変反響が多かったということで、それを報告して、文化財保護審議会のほうからも、これは価値があるのではないかとということで始まったところでございます。

今回、もし指定ということになりましたら、今後の公表の仕方についてはまだでございますが、具体的に来年度以降の歴史民俗資料館の取り組みに何らかの形で取り入れていきたいと思っております。

また、指定を受けた段階で、情報誌の「ないせす」及び区のホームページ等に積極的に取り上げて、まずは区民の方々に周知していきたいと思っております。

大島委員長

わかりました。

ほかにごございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、質疑を終結いたします。

簡易採決の方法によりまして、採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第1号議案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大島委員長

では、ご異議ありませんので、原案のとおり決定いたしました。

<日程第2>

大島委員長

続きまして、日程第2 第2号議案「中野区社会教育委員の設置に関する条例の一部改正手続について」を上程いたします。

議案の説明をお願いします。

健康福祉部副参事（学習スポーツ担当）

それでは、中野区社会教育委員の設置に関する条例の一部改正手続につきまして、お手元の資料をもとにご説明させていただきます。

改正理由でございますけれども、資料の項目でございますとおり、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律。

これはいわゆる第3次一括法として、昨年6月に成立をみたものでございますが、これによります社会教育法の改正に伴い、同法に規定されていた社会教育委員の委嘱の基準に係る規定が削除され、当該委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定めることとされたことから、当該委嘱の基準を、以上によって規定する必要があるというものでございます。

これにつきましては、参考資料の1をごらんください。

これは、社会教育法改正時の新旧対照表でございます。実際には平成25年6月7日に可決されているものでございます。

改正前、下段は第15条2項に、法律をもって委嘱の基準が書かれていましたけれども、改正後の上段においては、単に「教育委員会が委嘱する」となっております。

また、第18条に委嘱の基準も含め、「社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共

団体の条例で定める」こと、委嘱基準は省令で定める基準を参酌するものとなっているところでございます。

続いて、参考資料の2をごらんいただければと思います。

文部科学省令による、参酌すべき基準がこれでございます。

これまでは、公民館運営審議会委員の委嘱基準だけだったのでございますが、第1条を新設し、社会教育委員についての基準を定めてございます。

なお、その内容は改正前の社会教育法と同一になってございます。

そしてこれを踏まえ、今回中野区社会教育委員設置条例に追加するのが、恐縮ですがもとの資料に戻っていただきまして、2の改正内容でございます。

先ほどの参酌基準を踏まえて検討いたしました結果、参酌基準は社会教育というものを社会教育実践者の声はもちろん、学校教育や家庭教育の側面、また学術的見地からの意見も取り入れまして、多角的に検討できる基準となっているということから、結果として先ほどの参酌基準と同じ内容、表現としたものでございます。

続きまして、裏面の新旧対照表をごらんください。

現行の条例では、第1条で社会教育委員を設置することを定め、以下第2条でその定数、第3条では任期というふうに定めておりまして、委員の委嘱基準については条例では記載していないものでございます。

条例の第2条以下を1条ずつ繰り下げまして、新たな第2条として委嘱の基準を加えようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、施行期日は平成26年4月1日であること。

また、現在委嘱されている委員は任期が2年間ということで、平成26年9月5日までとになってございますが、改正後の条例第2条の規定により委嘱されたものとみなすという経過措置を規定してございます。

なお、今後の予定でございますが、本議案を議決していただいた場合には、平成26年中野区議会第1回定例会に議案として提出する予定でございます。

説明は以上でございます。

大島委員長

では、ただいまの説明につきまして、質疑がありましたらお願いします。

渡邊委員

中野区には社会教育委員というのは、置くことができるということなのですけれども、

現時点では置いているのでしょうか。また、いつごろから置いているのでしょうか。あったら教えていただきたいのです。

健康福祉部副参事（学習スポーツ担当）

中野区におきまして、法律・条例に基づきまして社会教育委員を設置してございます。

定数が10名という中で、今期は前期とともに6名の方に委嘱してございます。

また、いつからという話でございましたけれども、第1期の委員は昭和37年5月からということでございます。

渡邊委員

具体的には、今どんな活動をされているとかというのはわかるのですか。

健康福祉部副参事（学習スポーツ担当）

時々に応じて、社会教育委員の方々からご提言をいただくということもございますけれども、ここ1、2年は区が社会教育団体に対して補助金を交付する場合には、社会教育委員の意見を聞くということになってございますので、その説明をして、これらの方々から意見を聴取しているところでございます。

また、中野区におきます社会教育関連の情報提供、情報交換をさせていただいているところでございます。

渡邊委員

ありがとうございました。

大島委員長

ほかにございますでしょうか。

今回の改正というのをよくわかりやすく言うと、法律で、今まで法律の中に選定基準があったのだけれども、条例で決めなさいというふうになったので、条例で決めなければいけないことになった。だけれども、それを決めるときに文部科学省令で定めている基準を参酌しなさいと書いてあるので、それを参酌すると。つまり中身的には、今までの法律で書いてあるのと同じ基準だというような理解でよろしいのでしょうか。

健康福祉部副参事（学習スポーツ担当）

そのとおりでございます。

大島委員長

わかりました。

法律で決めなさいと言われていたという、いわば上位法令でそういうことになっていま

すので、中野区としても条例で定める必要はあるということですので。

ということで、今回の改正になったということのようでございますが、ほかに質疑は。
高木委員

質疑ではないのですが、この改正案を法律の仕組みが変わったからそのまま持ってくるというのも若干釈然としない気はするのですが、ただ、学校教育の関係者、社会教育の関係者、あと家庭教育の向上に資する活動を行うもの、学識経験者と四つ挙げてありますので、そうすると本来社会教育委員をお願いするべき人はほぼ含まれますから、あえてここでつけ加えなくても、適切な人材は委嘱できると思いますので、原案どおりでよろしいかと思えます。

大島委員長

ほかにはございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、質疑を終結いたします。

簡易採決の方法により、採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第2号議案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

大島委員長

では、ご異議ありませんので、原案のとおり決定いたしました。

学習スポーツ担当浅川副参事、本日はご出席ありがとうございました。

どうぞご退室ください。

<日程第3>

大島委員長

続きまして、日程第3 第3号議案「中野区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

議案の説明をお願いします。

指導室長

それでは、お手元でございます3号議案「中野区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」について、ご審議をお願いいたしたいと思います。

開いていただきまして、中身なのですが、管理運営規則の第6条に、さまざまな職についての規定をする場所がございます。

第6条の3に指導教諭、それから第6条の4に栄養教諭。この二つを今回整備させていただくというものでございます。

詳細につきましては、別添の資料を使ってご説明したいと思います。

まず、指導教諭というもののなのですが、これは新たな職として、平成26年度から東京都で位置づけるものでございます。

この背景があるのですが、この10年間、東京都はいろいろな形で学校運営の組織改善について取り組んできました。

具体的な例を申し上げますと、例えば副校長を置くとか、それから主幹教諭や主任教諭を置くという形で、職層を幾つかに分けて学校運営を活性化させるというような取り組みをしてまいりました。

この10年間にもう一つ大きな変化があったのは、若手教員が非常にふえてきているということで、教員の指導力の向上という課題も現在出ています。

この指導教諭というのは、教員の指導力を向上させていくための新たな職を設置するというために設けるものであります。

これは主幹教諭と同じ4級職という、副校長の下ぐらいに位置する形のものであります。これは選考によって、それなりの指導力、ほかの先生を指導するだけの力がある、高い指導力を持っている人を選考によって選んで、その方が自校だけではなくて自地区、または幾つかの隣接区の教員の指導も行うというような立場のものであります。

したがってどの学校にも置くものではないために、「置くことができる」というような表現になってございます。

「改正の骨子」につきましてはア、イ、ウ、エということで、こういうような形の仕事内容があるということをお示しをさせていただきます。

ちなみに参考で申し上げますと、小学校では全都で210人程度です。これで国語、算数、理科、社会その他の教科、教育もありますので、本当に限られた数、中学校では130人程度というようなものを、平成26年から5年間をかけてきちんと整備していくという決定のもとで行われております。

まず指導教諭については以上であります。

この指導教諭を設置することによって、幾つかの規定を整備するというので、別添の資料に新旧対照表をつけてございます。

また栄養教諭につきましては、食育の充実を図る観点からということで、国では平成17

年度ぐらいから設置を行っているものなのですが、中野区では平成 23 年度から、この栄養教諭を置いています。

栄養教諭というものですので、今まで学校では栄養士というものがいて、献立を立てたり云々ということをやっていたのですけれども、食育の重要性から、子どもたちを指導できる立場のものを置くということで、教員免許状としてのものを持った栄養士と、両方やるというような性格の方です。

子どもたちを直接指導できる立場というところで中野区では、繰り返しになりますが平成 23 年度から置いておりますので、この規定整備を、今回の改正とあわせて行わせていただきたいというふうに考えてございます。

詳細につきましては新旧対照表をごらんいただきたいのですが、主に第 6 条、それから関連として第 9 条が、この二つの要職の設置に対して関係する条文になってございます。

施行時期につきましては、指導教諭は平成 26 年 4 月 1 日から、栄養教諭は公布の日からということで考えてございます。

今後の予定につきましては、1 月 27 日の子ども文教委員会のほうで報告をさせていただく予定でございます。

説明については以上です。

大島委員長

では、ただいまの説明につきまして質疑がありましたらお願いします。

小林委員

この設置の趣旨についてはよく理解できると思います。

ただ実際に今、学校は小規模化して、教員の数も少なくなっているという現状の中で、新たな職層を設けて若手の人材育成、ひいては教育の向上を図ろうとしているわけですが、人数が少なくなるとともに職層もふえるという部分での学校運営の難しさとか、そういうようなことがもし教育委員会のほうに寄せられていけば、教えていただければと思います。

指導室長

学校の小規模化と職層の細分化というのは、直接それが大きな障害があるという話は、校長先生たちからは特に伺っておりません。

ただ、今回こういう職が新たに加わっているということで、希望する先生とか推薦できる先生はいますかというときに、やはり校長先生は自校の学校の状況も総合的に判断をして、それで希望者、または推薦者を出すという形になっておりますので、目に見えない部

分でそういうのがあるかもしれません。

ただ一定規模の学校をつくっていくというのは、本区のこれからの流れでありますので、小規模化だけではなく、一定規模の体力を持った学校の中で、より活性化した学校づくりを進めていく必要があるというふうに考えてございます。

小林委員

やはり適材適所というのが非常に重要になってくると思うんですが、これは確認ですが、選考もあるということでしたので、必ずしも全ての候補者になるというわけではないですね。

それを確認したいと思います。

指導室長

おっしゃるとおりでございます。選考ですので、希望すれば必ずなれるというものでもないですし、一定の授業観察だとかフィルターをかけて、ポンと行って指導できるだけの実力を持った方というのは、そうたくさんはいらっしゃらないと思いますので、選考のときにきちんと選んでまいります。

小林委員

やはり、今若手教員のそういった年齢層の比率が非常に高まっていますので、各学校ではそうした若手教員への指導というのは非常に大切な、大きな課題になっていると思うのです。

そういうことから、ここに今示されている立場の先生というのは、今後非常に重要視されてくると思いますが、これを軌道に乗せていくために、例えばこういった、いわゆる指導教諭に対しての研修だとか、そういうものというのは時折でもやると思うのですが、区としてはどんな考えを今のところ計画しているか、もしあればここで教えていただきたいと思います。

指導室長

来年度どのくらいの数が配置されるかということは、人事とかかわることなのでこの場で申し上げられないのですが、中野区では数名の方が、この指導教諭として任命される形になりますので、東京都が大きな研修会を計画しているかと思えます。

中野区の場合は、これは一定レベルの方だということで、研修というより実戦経験を積んでいただく必要があるかと思うのです。

ですので、自校においてはかなり身近なところで指導ができると思うのですけれども、

他の学校に行くことで、日ごろコミュニケーションがない先生に対してどういうふう to 指導するかということは、経験がだんだんその方の研修と同じ形になっていくかと思imasuので、そういう機会を設けていきたいというふう to 考えてございます。

小林委員

やはり小規模化というのは、非常に大きなネックになっていると思うのです。

OJTを進めようといっても、現実には機能できないということですので、こういったものを取り入れることによって、成果の上がった学校にいろいろな情報を、中野区内の小さな学校にもそういったものが及ぶような、そういう仕組みとか工夫とか、実践とかをぜひ進めて、成果のあるものにしていただければというふう to 思います。

以上です。

大島委員長

ほかに質疑はありませんか。

高木委員

本区には、マイスターという制度というか称号があったと思うのです。

今回のその指導教諭は、職位ということなので若干位置づけが違うと思うのですが、役割は結構似ていると思うのです。

必ずしもマイスターの中から指導教諭を選ぶということでもないと思うのですが、相互の位置づけというか、整合性というのはどんな感じなのか、ざくっとご説明いただければと思います。

指導室長

本区ではマイスターというすばらしい育成の制度がありまして、今委員がおっしゃったように、他校の先生に授業を見せるとか、研修会の講師として活躍してもらおうというような形でマイスターについては位置づけています。

この指導教諭なのですが、区内だけではなく、隣接の区と教科の融通をしながら任命していく形になります。

私の考えとしては、マイスターなどの経験を積んだ方が、さらにその先といいますか、指導力をさらに高めて、そして全都に指導力を還元していくといいますか、そんな形のものに考えてございます。

大島委員長

よろしいですか。

渡邊委員

僕のほうが勉強不足で確認なのですがけれども、「指導教諭を置くことができる」で指導教諭を置くという形なのなのですが、この当該学校ということで、各学校に置くわけではなくて、中野区の小学校の先生、または中学校の先生の中から指導教諭というものをつくってということ。

指導教諭というのは、先ほど他区もと言っていたのですが、各学校において指導とかそういったことを行っていくという、そういう考え方でよろしいのでしょうか。

指導室長

「置くことができる」という表現なのなのですが、先ほど申し上げたように全都で、例えば小学校だと210名という形になるので、物理的にどの学校でも置くことはできません。そうすると、例えば中野区のA小学校とB小学校とC中学校に、算数と国語と理科とかという形で置く形になります。その方たちが、エリアの中でそういうような幾つかの研修の担当をすとか、具体的な授業を見てアドバイスをすとか、または自分の模範授業を見せるだとか、そんなような中身を考えてございます。

渡邊委員

わかりました。

もう1点なのですが、今度は栄養教諭の件なのですが、国からは平成17年度から設置を考えていて、中野区は平成23年度からだったというお話をいただきました。

随分準備がおくれたのかと、そんなような印象を受けたのですが、それなりに仕事の内容とかということで。確かに食育ということは、今、大きく健康でも言われていますので、非常に重要な項目だと思っております。

実際に中野区では、栄養教諭は平成23年度から置いているということなのですが、何名程度置いて、「今後あわせて整備をする」というふうな文章がありますけれども、今までの中に加えて何を整備していくかという、具体的な案というか、そういったものはあるのでしょうか。

指導室長

まず、この栄養教諭なのですが、中野区では1名です。これは、中野区では1名いますが、ある区に行くとゼロというところもあるのです。

これは東京都の中で、最初モデル地区を指定して、そこでその先としてモデル地区から設置をするという形になりますので、全都の中でも本当に少ない数のものであります。

仕事の内容というのは、食育をどんどん進めていくということで、他校の栄養士さんたちにもこういうやり方がありますよということ、指導のあり方がありますよということ、情報を提供するとか、または指導教諭と少し性格としては似ているかと思えますけれども、自分の研究として、例えばこういうようなアプローチの仕方があるということ、ほかの栄養士さんに知ってもらって、各校に持ち帰ってもらおうというようなことが大きい役割になってきます。

「あわせて整備をする」という文章のところなのですけれども、これは規定を整備することなので、指導教諭を設置するのとあわせて栄養教諭についての規定も整備するというような理解をしていただければと思います。

渡邊委員

この栄養教諭で、各校にいらっしゃる栄養士さんへの指導も行っていただくこともたしかなのですけれども、食文化も含めて食事の大切さ、栄養とかを子どもたちにも教えていくという授業は非常に大切で、例えば1人だけで全ての学校を一日の1単元だけを回っても、実際は大きな負担と思います。

でも、実際には本当に研究した人が1、2時間ぐらいのこまというのか、単元をとって、食育に関する授業を専門家から、誰かがやっていますというのではなく、本当にそこを追求している人からのお話というのは結構いいものがあるので、そういったものももし、整備にはならないかもしれないですけれども、そういった教育というのは、これから進めていただきたいと。

どうしても健康、それとかいろいろな国の方がいらっしゃって、いろいろな国の食事の文化というのもありますし、そういったところも相互に理解していかなければいけない部分もこれから随分出てきてはいるので、そういったこともあわせていただくと、こういうのはとても役に立つのではないかと。

どうしても成績一辺倒の話よりも、そういった生活に密着した教育というのが、本来重要なのかと思いますので、ぜひご検討をよろしく願いいたします。

指導室長

今委員がお話をされた、外部の方との連携というのはとても大切だと思っています。

例えば、担任が食育についての授業もメインなのですが、栄養士さんの場合には教員の免許を持っていないので単独ではできないので、担任と栄養士さん共同での授業は、かなりの数でされています。

また、パートナーが栄養士さんだけではなくて、今おっしゃったような栄養とか料理に精通している方とか、または医学的な知識をお持ちの方とやるということも、そういう授業も見たことがございますので、ぜひ今先生がおっしゃったような形で、進めていきたいというふうに思っております。

渡邊委員

ありがとうございます。

大島委員長

ほかにはございますでしょうか。

小林委員

栄養教諭の設置に関連して、渡邊委員からもお話があったように、食育というのは非常に重要なことだと思うのですが、当然一日の子どもたちの生活を考えたときに、やはり家庭の影響力というのは大きいと思いますので、もちろん学校では学校の立場として主体的に食育を進めていくにしても、いろいろな側面から、家庭への啓発とか協力体制とか、そういうものを今後築いていく必要があると思いますので、その点については、さまざまな施策の中で今後考えていく必要があるのかなと感じています。

以上です。

指導室長

今委員がおっしゃいましたように、その栄養教諭の役目として、家庭・地域と連携した、食に関する指導を推進するための連絡調整を行うということがあります。

例えば、子どもたちに直接指導するのですが、間接的に、例えば保護者へお便りを出して、学校ではこういうようなことを子どもたちに授業をされていて、それで家庭ではこんなことがとても大切ですよというのを、プリントを通して投げかけるようなこともされていますので、今ご指摘いただいた点は、実際に栄養士さん、栄養教諭にお話をするときには伝えていきたいと思っています。

大島委員長

ほかには、ございますでしょうか。

私から質問なのですが、栄養教諭というのは教員の免許をお持ちで、教員の中からももちろん選ばれると思いますけれども、家庭科の先生が実際になっているというようなイメージなのでしょうか。

指導室長

これは、教員が栄養教諭になるというよりも、栄養士が一定の、実際に実務経験がある方は都道府県が行う講習で一定の単位を取得すると栄養教諭の免許がもらえるという形もありますし、若い方、大学を出られた方も既に栄養教諭の免許を持った形で就職をするという場合もありますので、教員になるというよりも、栄養士さんがという形のイメージでよろしいかと思えます。

大島委員長

わかりました。

渡邊委員

これは、栄養士さんと教員とのダブルライセンスを持っている方、そういうことなのですね。

大島委員長

ありがとうございました。

ほかには、よろしいでしょうか。

それでは、簡易採決の方法で採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第3号議案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大島委員長

では、意義ありませんので、原案のとおり決定いたしました。

以上で、議決案件の審議が終了いたしました。

次に、報告事項に移ります。

<報告事項>

<委員長、委員、教育長報告>

大島委員長

まず、委員長、委員、教育長報告です。

私から、1月10日の第1回定例会以降の主な委員の活動について一括して報告します。

1月13日月曜日、「2014年中野区成人のつどい」が行われまして、私大島と田辺委員長が出席いたしました。

私からの一括報告は以上です。

続いて、各委員から補足、質問等ご発言がありましたらお願いいたします。

まず、私から今の「中野区成人のつどい」に出席したことについて補足したいと思いま

す。

これは私も田辺教育長も、特に何か出席して役割があるということではなく、来賓として出席したというだけなのですが、当日中野区では2,500人弱ぐらいの成人の方がいたということですが、サンプラザの会場を埋め尽くす、大変多数の成人の方が出席されていて、やはり女性の和服姿がすごく美しく、華やかな雰囲気でした。

初の中野区長の挨拶のときは、途中までかなり客席でのやじとか私語がうるさくて、区長がお話ししているのにうるさいなと内心思ったのですが、区長が特にそれに注意するとかそういうことはなくお話をされていて、最後のほうでは静まったかなと。

次の区議会議長さんのご挨拶のときにも、若干私語みたいなのは初めはあったのですが、途中からはほとんどなくなりました。

なので、荒れているとかということには全く至らないのですが、それにしても人が話をしているときにぺちゃくちゃ私語がうるさいなという感じはいたしましたけれども、社会人、大人になったので、多分その辺の社会的なマナーはだんだんわきまえてくれるのではないかという期待はしております。

そんなことで、大変華やかな雰囲気を味わわせていただきました。

私からは以上です。

では小林委員、何かございますか。

小林委員

特にございません。

大島委員長

高木委員はございますか。

高木委員

1月11日に学校公開がありましたので行ってきたのですが、学校名は今回出さないでお話をしようかと思っているのです。

10日に小学校校長会との意見交換をやったときに、特別支援教育というテーマでいろいろ意見交換をして、なかなか特別な支援が必要と思われる児童・生徒の保護者の方が受容していなくて困っているという言い過ぎなのですが、どういうふうにサポートしていくのかという体制が組めないというお話がありました。

私どもの短大でも、やはり発達に課題があると思われる入学者が年々ふえております。私どもは小さな学校ですので、短大なのですが、保護者に来ていただ

いて、保護者面談とか三者面談とかもやるのですが、なかなか18歳以上で入ってきて、客観的に見て課題があると思っても受容できていない保護者の方というのはいるのです。

今回、5年生の学校公開で百人一首で、2クラスシャッフルで、20札をとるというのでやっていて、あるクラスで女の子が1人、なかなか組ができない。

3回勝ち抜きなのです。見ていると、まず20枚を10枚ずつに分けて、輪ゴムを手につけてなくさないようにという指示が先生から出て、相手の男の子がつけたら、「私がつける」と言って聞かないのです。5年生なのですけれども。ちょっとおやと思ひまして。やっていて負けそうになると、札を自分の近くに持ってきまして、こうやっているのですね。それでも、自分の手が後からいっても、「私押さえたから」と言って、相手の男の子がもうその子のことを知っていて、「いいよ」みたいな形でやっている。ルールとして20枚ですから、10対10で引き分けになったらじゃんけんで決めるということなのですが、じゃんけんで負けても「私10枚とったから」と言って、なかなか勝手を認識できない。

ただ、何か仲間外れになっているとかということはないのですけれども、課題といっても学力的に課題があるような感じではないので、ボーダーなのか。

渡邊先生はご専門ですけれども、発達障害というのはスペクトラムで、はっきりここから障害だとはなかなか出ないですので、親御さんもなかなか認識しないのかなという気はするのです。決して認めない。学校公開にもいらっしやらない。

私も長男がADHDで、もう中3なのですけれども、区内の特別支援学級に行っているのですが、自分の子どもだけ見ていると余りわからないのです。でも同じ世代の子ども、通常級のお子さんともまざると、やはり明らかに飽きっぽかったり、言動が子どもっぽかったりというのはわかるのです。なので、幼稚園や小学校低学年ぐらいですとなかなか受容できないのは仕方ないと思うのですが、だんだん高学年になってくると、グループワークができないので、非常に先生は大変だと思うのです。

ただ逆に言うと、お医者さんの診断を受けて、診断名がついても、別に発達障害は病気ではないので、なかなか治療というのはできないのです。もちろん私も定期的に、妻が主にですけれども、発達障害の関係のお医者さんに行ってアドバイスとかを受けたり、子どもとの接し方とか、学校ではこういうふうなお友達と、先生と

もお話をするのですけれども、行って、それによっていろいろ子どもの育て方の勉強をさせていただく。むしろ、私はイメージで言うと、そういうことをすると親が楽になるというのがあるのです。

あるときなんかは、担当の先生から「学校は別に行かなくてもいいのですよ」とか、私は教育委員と言ったのにそんなことを先生は言うのですかみたいなこともあったのですけれども、ただなかなか受容というのは本当にハードルが高いですので、これから区としては、各学校で特別支援教室ということで、スペースではなくて、システムとして発達に課題があるか、あるいはボーダーの子も含めて支援していこうといったときに、保護者の方をどういうふうに巻き込んでいくのかというのは、校長先生方からも率直なご意見が出ましたし、我々も学校を見る機会が多いのですけれども、やはり実感するところだなと、改めて思った次第でございます。

私からは以上です。

大島委員長

渡邊委員はありますか。

渡邊委員

特にございません。

大島委員長

教育長はありますか。

教育長

特にございません。

<事務局報告>

大島委員長

それでは、次に事務局報告に移ります。

事務局報告事項「陳情書の受理について」の報告をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

お手元にご配付いたしました資料のとおり、陳情4件が提出され、それぞれ受理をいたしましたので報告をさせていただきます。

まず1件目でございますが、1月10日付で受理をいたしました。「中野の教育を考える草の根の会」の方から提出されました。

「子どもたちから自由に読書をする権利を奪わないことを求める陳情書」でござ

います。

陳情の趣旨でございますが、「中野区内の図書館や教育機関など教育委員会の所管する施設において、子供たちが多種多様な書物に出会い、『自由に読書する権利』を奪うことなく、子どもたちの知的成長を保障してください」というものでございます。

理由につきましては、資料に記載のとおりでございます。

次に、同じく1月10日に受理をいたしました「『はだしのゲン』を読み広げる会」から提出された、「『はだしのゲン』の自由閲覧の維持」を求める陳情書でございます。

陳情の趣旨でございますけれども、「中野区内の教育機関や図書館において、『はだしのゲン』を撤去することなく、従来どおり子供たちが自由に閲覧できるようにしてください」というものでございます。

理由につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、1月14日に受理をいたしました「新日本婦人の会」中野支部から提出されました、「『はだしのゲン』を自由閲覧できる教育環境を求める陳情」でございます。

趣旨でございますけれども、「中野区内の教育現場や図書館において、漫画『はだしのゲン』を従来どおり、自由に閲覧できる図書にしてください」というものでございます。

理由につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、1月16日に受理をいたしました、東京都教職員組合中野支部から提出されました、「学校図書館で『はだしのゲン』などの図書を、子供たちが自由に閲覧・読書できることを求める陳情」でございます。

趣旨でございますけれども、「学校図書館(室)などで、『はだしのゲン』などの、学校が選んだ図書を、子供たちが自由に閲覧・読書できることを今後とも保障してください」というものでございます。

理由は、資料に記載のとおりでございます。

なお、陳情の取り扱いについてでございますけれども、中野区教育委員会請願処理規則に基づきまして、委員会におきましてご協議をいただき、その結果を陳情者の方に通知をするという取り扱いになるかと存じております。

また、関連いたしまして1件ご報告をさせていただきます。

本年1月10日の教育委員会で受理、報告をいたしました「子どもと教育を守る区民の会」から提出されました、「『はだしのゲン』の自由閲覧の維持を求める陳情」に関しまして、1月16日に261筆の賛同署名が提出されましたので、あわせてご報告をさせていただきます。

私からは以上でございます。

大島委員長

ただいまの報告につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

高木委員

今の陳情書で、「『はだしのゲン』の自由閲覧の維持を求める陳情書」の最後のパラグラフで、「教育現場からの撤去を求める声が練馬区でも出ていると聞き及びます」。それで「『表現の自由』『図書館の自由の侵害』『アニメ・マンガのまち』を標榜し、『非核都市宣言』を有する練馬区にあってはならないことであると考えます」とありますが、これは例示であって、本教育委員会で審議するのは中野区のことだけということ、もちろんいいのですよね。

この陳情書云々の是非ではなくて、中野区としてという理解で。

副参事（子ども教育経営担当）

事務局としてもそのように理解しているところでございます。

教育長

この陳情で、今高木委員のご質問がありました件につきましては、陳情の要旨といたところが骨というか、基本になると思ひまして、その理由というのは、それを補完するというようなことですので、高木委員がおっしゃった趣旨というふうに、事務局としても理解をしております。

大島委員長

ほかに質疑はございますでしょうか。

それでは、きのう出たばかりというような陳情もあるようですし、これから先ほど事務局のほうから説明があったようなことで、取り扱いをして回答を出すという流れになるかと思ひます。

では、そのほかに報告事項はありますか。

副参事（子ども教育経営担当）

ございません。

大島委員長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第2回定例会を閉じます。

午後10時57分閉会